

写

27 消安第 4241 号

平成 27 年 11 月 11 日

都道府県知事宛て

農林水産省消費・安全局長

総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告
への対応について

平成22年11月から翌年3月にかけて計24農場で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応の経験を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報及び迅速な初動等に重点を置いて防疫体制を強化するため、平成23年に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）が大きく改正されるとともに、同年10月1日には家畜の所有者が日頃から取り組むべき「飼養衛生管理基準」を大幅に見直し、それ以降、家畜の所有者の方々に同基準に対する理解が浸透してきたものと認識しております。

そのような中、平成26年から平成27年にかけて、日本国内で立て続けに高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、多くの国でその制圧がうまくいかず、拡大を余儀なくされた状況の中、我が国においては、全ての発生事案に関し、その拡大を防ぎ、最小限の被害で留めることができたことは、家畜の所有者、都道府県の家畜衛生当局及びその他関係者の方々の家畜防疫への取組に対する御理解・御尽力によるものと考えているところです。

直近においても、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日付け農林水産大臣公表。以下「高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫指針」という。）を本年9月に改訂し、また、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日付け農林水産大臣公表。以下「口蹄疫に関する防疫指針」という。）についても改訂作業を進めるなど、日頃より家畜防疫体制の向上に努めているところです。

一方、今般、総務大臣より、家畜伝染病対策の実施状況等に関する調査結果の公表がなされるとともに、農林水産大臣及び環境大臣に対して必要な措置を講じるよう勧告がなされたところです（別添参照）。

本勧告には、飼養衛生管理基準に関し家畜の所有者が報告すべき項目に係る見直し、水際対策における入国者に対する質問の有効性の検証等といった農林水産省の取組に係る見直しや、飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対する指導の徹底、初動防疫対応に必要となる実効性の高い動員計画の作成等といった各都道府県に対する指導を求める内容が含まれております。

農林水産省としましては、勧告内容に対応するために必要となる検討に速やかに着

手してまいります。各都道府県におかれましても、勧告の趣旨を踏まえて、下記の事項に留意の上、家畜の所有者を含む畜産関係者に対する適切な指導をはじめとして、必要な対応を速やかに講じていただきますようお願いいたします。

なお、本件については、半年後に各都道府県における対応状況に係る調査を実施する予定ですので、御協力方よろしくお願いいたします。

記

1 発生予防対策

(1) 定期報告義務の履行の確保

法12条の4の規定に基づき家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理基準の遵守状況を都道府県知事に報告することが義務付けられていることから、都道府県においては、同規定による定期の報告（以下「定期報告」という。）に関し、本年度分について未提出の農場に対しては提出するよう適切に指導すること。度重なる指導に対しても定期報告義務が遵守されない家畜の所有者に対しては、原因を分析した上で、報告義務の履行が見込まれない場合には、罰則の適用も含め、厳格に対処すること。

次年度以降も定期報告義務が履行されるよう、同様に対応すること。

(2) 立入検査・指導の充実

ア 農場に対する立入検査の効率的かつ効果的な実施

地域によっては、家畜防疫員一人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる場合もあることから、必要に応じて、非常勤職員、自衛防疫団体等の活用により立入検査を行うこと。

また、長期にわたって、立入検査に応じない家畜の所有者に対しては、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

イ 長期未改善となっている飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の充実

都道府県からの度重なる指導にもかかわらず、飼養衛生管理基準が遵守されず、違反状態が継続している家畜の所有者に対しては、法第12条の5の規定に基づく指導及び助言を行うとともに、その原因を分析した上で、同法第12条の6の規定による勧告及び命令並びに命令に従わない場合の罰則の適用など、法に基づき厳正に対処すること。

ウ 外国人労働者等の受入農場に対する指導及びと畜検査の結果に関する情報を活用した農場に対する指導の推進

農場における外国人労働者等の受入状況を把握した上で、外国人労働者及び海外研修生の受入農場に対し、口蹄疫等の発生国への渡航に関する留意事項の周知啓発を徹底すること。

また、都道府県における公衆衛生部局より家畜衛生部局に対して、と畜又は食鳥検査結果の提供が定期的になされ、特定の疾病による廃棄率が高い場合に、家畜保健衛生所において、その結果を分析し、家畜の所有者に対する指導に活用している優良事例が確認されている。今般の勧告を踏まえ、このような優良事例を参考にして、公衆衛生部局との情報共有を図りつつ、農場に対する指導に有効活用すること。

(3) 畜産関連施設における家畜の伝染性疾病の感染拡大防止対策の推進

豚流行性下痢防疫マニュアル（平成 26 年 10 月 24 日付け 26 消安第 3377 号消費・安全局長通知）を参考にしつつ、豚関係施設（と畜場、家畜市場、死亡家畜の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）における敷地内の洗浄・消毒並びに車両及び作業員等の施設敷地内での動線の工夫による交差汚染の防止並びに入退場時における車両、靴底、手指及び運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施するよう指導すること。

これらの対策は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の観点から、豚関連施設のみならず、牛鶏関連施設についても有効であり、牛鶏関連施設に対しても同様に指導すること。

2 まん延防止対策

(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定

高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫指針の改定を踏まえ、各都道府県で作成している防疫マニュアルの見直しを速やかに行うこと。また、口蹄疫に関する防疫指針についても、年内を目途に改正・公表予定であることから、公表後速やかに、改正内容を県防疫マニュアルに反映すること。

(2) 実効性のある動員計画の策定

発生時に備えた事前の準備として、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫指針においては、都道府県は、発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保を行うこととともに、「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成27年9月9日付け27消安第3111号農林水産省消費・安全局長通知）においては、異なる農場規模を想定した実効性のある動員計画を作成することとしているところ。これらを踏まえ、各都道府県に対応いただいているが、実効性の確保の観点から、動員計画について確認し、又は作成いただき、異なる農場規模の想定の中に都道府県内の最大規模の農場で発生した場合を含めること。また、動員計画について、人員確保のため、関係市町村、関係団体等との調整を速やかに行うこと。

(3) 埋却地の十分な確保等

家畜の所有者に対して、埋却地の確保をするよう指導すること。また、家畜の所有者による十分な確保ができない場合は、公有地を確保し、又は焼却施設若しくは化製処理施設の利用若しくは移動式レンダリング装置若しくは移動式焼却炉を利用した処理計画を策定すること。